

「令和 7 年度 町勢要覧作成業務」

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

令和 7 年度 町勢要覧作成業務

2. 業務内容

仕様書のとおり

3. 契約上限額

4,796,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 問い合わせ先

担 当：三郷町役場 総務部企画財政課（担当者：妹尾）

所在地：〒636-0804 奈良県生駒郡三郷町勢野西 1 丁目 1 番 1 号

連絡先：0745-43-7312（直通） FAX：0745-73-6334

メールアドレス：kikakuzaisei@town.sango.lg.jp

5. 参加資格要件

本企画提案に参加できるものは、次の全ての条件を満たすものとする。

- (1)地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2)会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (3)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (4)令和 7 年度三郷町における入札参加資格の登録申請がなされていること。
- (5)企画提案書の提出期限までの間、奈良県又は三郷町から指名停止措置又は指名回避措置を受けていないこと。
- (6)三郷町暴力団排除条例（平成 23 年 12 月三郷町条例第 20 条）に基づく措置を受けていないこと。
- (7)国税及び地方税の滞納が無いこと。

6. 実施要領等の配布

(1)配布期間：令和7年4月22日（火）～5月27日（火）

(2)配布場所：三郷町ホームページ(<https://www.town.sango.nara.jp>)よりダウンロード可能。

7. 質問の受付及び回答

(1)受付期間：令和7年5月16日（金）午後5時まで

(2)提出先：「4. 問い合わせ先」を参照

(3)提出方法：質問書（様式1）に必要事項を記載し、上記提出先へ電子メール、FAX等により提出すること。（電話による質問は不可）

(4)回答日：令和7年5月20日（火）までに町ホームページにて随時公開

(5)回答方法：回答は、町ホームページへの公表により行う。なお、質問者の権利、競争性の地位、その他正当な利益を害する恐れがあり質問者の希望により公表を望まない質問であって町が認めたものについては、公表を行わず、個別に回答する場合があるものとし、質問者は公表しないものとする。

8. 参加申込書・企画提案書・見積書の提出期限

本プロポーザルに参加する場合は、次に定める書類を作成し、期限までに提出すること。

(1)参加に関する書類・・・各1部

- ・参加申込書（様式2）

- ・会社概要書（様式3）

(2)企画提案書に関する書類・・・正本1部 副本10部

- ・企画提案書

- ・提案見積書（様式4）

- ・同種業務実績（様式5）

(3)提出期限等

- ・提出期限：令和7年5月27日（火）午後5時まで

- ・提出先：「4. 問い合わせ先」を参照

- ・提出方法：上記提出先へ直接持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は配達証明付きの書留郵便に限る。

9. 企画提案書の作成要領

- (1)三郷町の魅力である四季折々で豊かな自然や温かい住民、子育てに励む人々の写真を既存の刊行物に捉われない形式で、町内外に広くアピールできるデザインおよび内容であること。

企画提案書には、企画コンセプト、全体の構成案、表紙デザイン、各ページの展開案、デザイン案、スケジュール、実施体制など、具体的な提案を明記するほか、必要に応じて資料を添付すること。

- (2)提案は1参加者1提案とする。
- (3)企画提案書に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4)提出のあった企画提案書等の内容について、審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて町から疑義事項の照会を行うことがある。
- (5)企画提案書の取扱いについて
- ・企画提案書等提出後における内容の追加又は変更は、原則として認めない。
 - ・提出された企画提案書等は、三郷町情報公開条例（平成9年3月三郷町条例第8号）に基づき、同条例第9条各号に規定する非公開情報を除いて原則公開の対象とする。

10. 提案見積書の作成要領

見積額については、提案見積書（様式4）にて作成すること。

11. 優先交渉権者の特定

- (1) 本プロポーザルは別紙1「優先交渉権者選定評価基準」に基づき、提出された企画提案書等に対する書類審査及びプレゼンテーションの審査を行い、優先交渉権者を選定する。ただし、参加者が5社以上の場合は、書類による1次審査を行い、1次審査で高い評価を得た参加者（5社程度）を対象に、プレゼンテーションによる2次審査を行うものとする。
- (2) プレゼンテーションの実施については、以下の通りとする。
- ・プレゼンテーション実施日：令和7年6月4日（水）予定
時間及び場所等の詳細は別途連絡する。
 - ・実施方法：企画提案書によるプレゼンテーション20分（準備時間を除く）、その後質疑応答10分とする。
 - ・プロジェクター及びスクリーンは町で準備し、それ以外の必要な機器等については提案者が準備すること。
- (3) 審査の結果については、三郷町ホームページにて公表する。
- 公表日：令和7年6月18日（水）予定

1 2. 契約方法

- (1)優先交渉権者は、提出した企画提案書及び提出見積書の内容を踏まえ、本町と契約締結に向けた協議を行い、協議が調った場合に、随意契約により本町と委託契約を締結することとする。なお、優先交渉権者との協議が調わない場合や契約締結までに「5. 参加資格要件」に規定するいずれかの要件を満たさなくなった場合、事故等の特別な事項により契約が不可能になった場合等においては、次点交渉権者から順に繰り上げて契約に向けての協議を行う。
- (2)委託契約の締結にあたっては、必要に応じて本町より詳細な見積の提示を依頼することがあるため対応すること。
- (3)契約にあたっては、以下に留意すること。
 - ・提案された金額をそのまま委託するものではなく、協議の上、提案の一部を変更もしくは委託料を変更する場合があること。
 - ・業務の全部または一部について、本町の承諾なしに他社に再委託することはできない。

1 3. 提案及び見積の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者は無効とする。

- (1)応募資格要件を満たさない者
- (2)所定の期限及び提出先に参加申込書、提案書を提出しない時
- (3)暗に関連して談合等の不正行為があった時
- (4)提案書の金額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされている時
- (5)提出後に見積書の金額等を訂正したい時
- (6)プレゼンテーション審査に出席しなかった場合
- (7)上記に掲げるものの他、提出書類に重大な記載不備があり、本町が無効であると判断した時

1 4. スケジュール

実施要領等の配布	令和7年4月22日（火） ～5月27日（火）
質問書の提出期限	令和7年5月16日（金）午後5時まで
質問への回答	令和7年5月20日（火）
参加申込書・企画提案書・見積書の提出期限	令和7年5月27日（火）午後5時まで
プレゼンテーション審査の実施	令和7年6月4日（水）予定
選定結果の通知・公表	令和7年6月18日（水）予定

15. その他留意事項

- (1)提出された書類等は返却しない。本町で定めた保存年限満了後、本町の責において処分するものとし、本業務以外では使用しない。
- (2)提出された書類等は、必要に応じて複写する。
- (3)企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (4)本プロポーザルの参加者が1社の場合においても、プロポーザルは成立するものとする。ただし、総合点数において、満点の5割以上の点数を必要とする。

優先交渉権者選定評価基準

1. 選定実施機関

- (1) 評価は、選定委員会を設けて、選定委員会で実施します。
- (2) 選定委員会は、提出された書類及びプレゼンテーションの内容について、この評価基準に基づき、採点及び評価を行います。

2. 決定方法

- (1) 選定委員が「評価基準表」に基づき、採点します。
- (2) 有効な企画提案書を提出した参加者であって、各選定委員が評価点を算出し、選定委員ごとに評価点の高い順に順位を決め、1位の評価が最も多い参加者を優先交渉権者とします。

ただし、参加者が1者の場合、各選定委員の評価項目ごとの評価点を合計した点数を「総合点数」とし、その総合点数で評価し、満点の5割を超える点数の場合は、優先交渉権者とします。

- (3) 優先交渉権者の選定にあたり、1位の評価の数が同じ者が2以上あるときの対応
「総合点数」の高い者を優先交渉権者とし、「総合点数」も同点の場合、くじ引きにより優先交渉権者を決定します。くじ引きの実施日時、場所等については別途通知します。くじ引きの辞退はできないものとし、くじを引かない者があるときは、選定委員がこれに代わってくじを引くこととします。

3. 評価点の採点方法及び評価基準

- (1) 各選定委員が「別紙 評価基準表」に基づき、採点します。
- (2) プレゼンテーションの当日において、企画提案書に記載された内容以外の提案があった場合、これを評価の対象としません。

4. 評価点の配点割合

評価点は100点満点とし、配点割合は「別紙 評価基準表」の通りとします。

(別紙)

評価基準表

合計100点

	評価項目	評価基準	配点
(1)	作成実績	・要覧又は同等の趣旨の冊子を作成した実績や、作成のノウハウがあるか。	10
(2)	実施体制・ スケジュール管理	・要覧作成におけるスタッフ・作成体制について、対応能力や専門性のある人員が配置されているか。 ・業務の実施手順・スケジュールは無理なく、現実的であるか。	10
(3)	企画・構成	・三郷町の魅力が網羅され、企画のコンセプト、構成案が目的(趣旨)に沿っているか	25
(4)	デザイン	・三郷町の特徴がとらえられ、三郷町を魅力的に見せるためのデザインや視覚的な工夫があるか。	25
(5)	独自性	・独自性のある提案となっているか。	10
(6)	見積額	価格点(以下の計算式により算出する。) ※小数点以下第1位切り捨て 【計算式】 価格点＝20点×(最低提案価格/当該提案価格) ※提案者が1者の場合は、10点とする。	20